

答 申 第 3 1 8 号

平成22年3月12日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年1月26日付け健福第1243号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第407号

平成20年8月26日付けで異議申立人から提起された、平成20年8月18日付け健福第690号の5で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成20年8月18日付け健福第690号の5で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、行政文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成20年4月16日開催の「新医療センターの設立に向けて」と称する会議は、知事を囲み1市2町の首長と正副議長及びこの自治体を選挙地盤とする県議が参加して開催されている。各自治体の最高責任者が集まったのだから、偶然行われる市井のいわゆる井戸端会議とわけが違うのは明白である。
- (2) 当該会議は山武及び長生地域の医療問題に係る重要案件を討議していると思料される。ことの重要性から開催の前もそれ以後も、文書主義をとる行政側は当然文書の往来はあったはずである。
- (3) それにもかかわらず、文書の往来そのものを否定する貴職の処分は行政の透明性を確保するために制定された情報公開制度の根幹を揺るがすものである。行政の文書主義から逸脱することが許されるわけがない。
- (4) 異議申立人らは貴職は県民を愚弄し当該行政文書を隠蔽していると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成20年7月18日付けで、「2008年4月16日に行われた『新医療センターの設立に向けて』と称する会議に係る次の資料 5. 2008年2月1日から同年7月18日までの間に当該会議の参加者から収受した全ての文書」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）として、本件決定を行った。

2 不開示決定の理由について

(1) 対象文書の特定について

本件請求に係る行政文書は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名

又は内容」欄の記載から、平成20年4月16日午後4時に千葉県庁本庁舎6階第1会議室において行われた知事と1市2町（東金市、大網白里町及び九十九里町。以下「東金市等」という。）の市町長等の会合（以下「本件会議」という。）に係り、本件会議に出席した東金市等の市町長、同議会の正副議長及び県議会議員（以下「県側以外の出席者」という。）から県が収受した行政文書すべてであると解され、本件会議の開催に係る文書、本件会議の際に提出された資料、本件会議の結果についての意見書などが対象となるものと考えられる。

ア 会議の開催に係る文書

本件会議の出席者との日程調整や開催場所の連絡調整は、すべて口頭で行われており、本件会議の開催に係る行政文書は収受していない。また、開催日時と場所が合意された後の、県側以外の出席者に対する開催日時や場所の連絡も、出欠の確認を兼ねて口頭で行われており、県側以外の出席者から出欠の連絡の文書は収受していない。

イ 本件会議で使用された資料

本件会議で使用された資料は、本件請求とは別に平成20年7月18日付けで異議申立人が行った「2008年4月16日に行われた『新医療センターの設立に向けて』と称する会議に係る次の資料 4. 当該会議で使用した全ての資料」の行政文書開示請求に対して開示決定した①「新医療センターの設立に向けて」、②出席者名簿、③席次表のみであり、県側以外の出席者から提出された資料はない。

ウ 本件会議の結果についての意見書

本件会議の結果（内容）について、本件会議後に県側以外の出席者から意見書等の文書は収受していない。

(2) 対象文書の不存在について

上記(1)で説明したとおり、県側以外の出席者から県が収受した、本件会議の開催に係る文書、本件会議の際に提出された資料及び本件会議の結果についての意見書等の文書は存在しない。また、これらの文書以外で本件会議に係り、県側以外の出席者から県が収受した文書もない。

よって、「開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件会議は各自治体の最高責任者により重要案件が討議されているため、会議の開催前もそれ以後も、文書の往来はあったはずであるとし、当該文書が隠蔽されていると主張するが、上記2で説明したとおり、開示請求に係る行政文書は保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨のとおり

である。

これに対し異議申立人は、平成20年8月26日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の存否について

異議申立人は、本件会議は山武及び長生地域の医療問題に係る重要案件を討議していると思料され、ことの重要性から開催の前もそれ以後も、文書主義をとる行政側は当然文書の往来はあったはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、本件会議に係り県側以外の出席者から收受した文書はないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関は、本件会議の開催に当たっては、本件会議の出席者との日程調整等の連絡や開催日時等の連絡はすべて口頭で行われており、また、本件会議の結果について県側以外の出席者から意見書等の提出もされていないことから、收受した文書はないと説明する。

また、本件会議で使用された資料は、本件請求とは別に異議申立人が行った行政文書開示請求に対し開示決定をした①「新医療センターの設立に向けて」、②出席者名簿、③席次表のみであり、県側以外の出席者から提出された資料はないとのことである。

さらに、これら以外で本件会議に係り、県側以外の出席者から收受した文書は存在しないとのことである。

- (2) しかしながら、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には、「2008年4月16日に行われた『新医療センターの設立に向けて』と称する会議に係る次の資料 5. 2008年2月1日から同年7月18日までの間に当該会議の参加者から收受した全ての文書」と記載されていることから、異議申立人は、山武地域における新しい医療センターに係る本件会議に関し、当該期間中に本件会議の出席者から收受した行政文書の開示を求めているものと考えるのが相当である。
- (3) そこで、当審査会において、本件請求に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、実施機関から山武地域の医療センターに関する簿冊ファイルの提出を求め見分したところ、当該期間中に收受したのものとして、次に掲げる行政文書が確認された。

ア 平成20年3月24日に東金市等の議会議長から知事あてに提出された、山武地域の医療充実のための支援等について要望する意見書

イ 平成20年5月26日に東金市の呼びかけにより行われた「1市2町地域医療センター検討準備会合」の資料のうち、東金市が作成して配付した資料

ウ 平成20年7月16日に收受した大網白里町議会議長から知事あての、特別委員会の開催についてのお知らせ

これらの文書は、東金市等の議会議長及び東金市から当該期間中に收受したものであると認められる。

- (4) したがって、実施機関は、山武地域における新しい医療センターに係る本件会議に関し、当該期間中に本件会議の出席者から收受した行政文書として、上記(3)アからウまでの行政文書を特定した上で開示決定等を行うべきであ

る。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由として実施機関が行った本件決定は、取り消すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 1. 26	諮問書の受理
21. 2. 13	実施機関の理由説明書の受理
21. 11. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 25	審議
22. 1. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年1月29日現在)